

# 企画競争実施の公示

令和2年6月12日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業  
「デジタルマーケティング調査事業」

### (2) 業務内容

別紙「説明書」による

### (3) 履行期限

令和3年3月10日（水）

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) （一社）山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3. 手続等

### (1) 担当部署

（一社）山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail : sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL : 0859-21-1502 / FAX : 0859-21-1524

### (2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判15枚程度）に併せて、

次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・ 事業の定性的・定量的な目標値
- ・ 業務の実施体制、実施工程
- ・ 緊急時の連絡体制
- ・ 苦情等相談に係る処理体制
- ・ 配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況（該当する場合）
- ・ 業務項目別の経費概算
- ・ 再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和2年6月23日（火）17時00分（必着）

場 所：（1）に同じ。

方 法：郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

- ・ 支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。
- ・ 概算予算額：2,000万円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。

(6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。

- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・ 特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
  - ・ 企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・ 問い合わせ先：3.(1)に同じ(担当：篠塚、松本、小柴)
  - ・ 問い合わせ方法：電話又は電子メール
  - ・ 問い合わせ期間：公示の日から、3.(3)に記載の提出期限まで  
なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

# 説 明 書

## 1. 業務名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業  
「デジタルマーケティング調査事業」

## 2. 実施時期

契約締結の日～令和3年3月10日

## 3. 業務の目的

一般社団法人山陰インバウンド機構は、「地方×インバウンド＝地域活性化」を目途に訪日外国人の誘客で山陰地域に新たな経済圏を創出することを目指しており、訪日外国人旅行者のニーズに的確に対応し、山陰地方のインバウンド消費へつなげていくための示唆を得るために本事業を実施する。

本事業は、山陰地域への誘客促進により旅行消費額拡大に繋がる具体的なアクションを確立し、整備をしていく為の調査事業である。

そのためにインターネットを活用したデジタルマーケティングと外国人旅行者が、実際に山陰地域へ訪問する際の反応をリアルに調査するデプス調査の二つの調査を並行して実施をすることで、対象国ごとに適した旅行コンテンツや効果的・効率的な広報手段を検討する。

## 4. 業務の内容

### (1) デジタルマーケティング調査の分析

過去の調査事業の成果を参考にし、訪日外国人旅行者のニーズと実態を把握し、山陰地域への誘客につながる効果的なアクションを明確にする。

・対象国…欧州、米州、豪州、アジア地区より JNTO が訪日外国人を対象に実施をするプロモーションと連携した対象国から選定。

・対象言語…英語、フランス語、ドイツ語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語より調査対象国にあわせて選定。

- ・実施概要…中国地方、およびその周辺エリアに訪れている外国人旅行者の客体を分析し、ターゲット対象国ごとにペルソナを設定。  
 予めターゲット対象国ごとのペルソナ層が、各周辺エリアから山陰地域へ訪問するモデルコース案を複数設定し、グローバル Web サイトで展開する。  
 グローバル Web サイトで展開したモデルコース案は、ショートタームで分析・評価を行うとともに、効果的な改善内容を導きだして都度グローバル Web サイトの改修を実施する。
- ・前述のデジタルマーケティング調査の実施に際しては、事業年度中により多くの示唆を得るために、迅速なグローバル Web サイトのコンテンツ修正、柔軟で臨機応変な情報発信プロセスの実践が必要であり、その対応が可能な体制を構築できること。
- ・グローバル Web サイトで展開するモデルコース案の策定に際しては、機構が運用する Visit Sanin Tourlist Pass などの機能を十分に理解し、最大限活用するモデルコース案策定すること。

## (2) ガイドリサーチによるデプス調査

実際に山陰地域に足を運んだ外国人とリアルに接することで明確に「山陰訪問の目的」、「満足度の高い観光コンテンツ」などを調査し、外国人目線で山陰エリアの魅力を可視化する。

- ・対象者…山陰地域へ来訪した外国人観光客（調査対象者をゲートウェイ別に設定）
- ・対象市場…欧州、米州、豪州、ならびにアジア地区より JNTO が訪日外国人を対象に実施をするプロモーションと連携した対象国から選定。
- ・調査方法…調査員（ヒアリング）は、調査対象者である外国人観光客の山陰地域でのすべての旅程にガイドとして同行し、客観的な観点で外国人旅行者の心情変化、実際の反応、嗜好性、訪日旅行における様々な意見を収集する。
- ・調査内容…地域の観光コンテンツが盛り込まれた調査旅程を同行する中で、訪日外国人旅行者のリアルな反応、課題、仮設の検証、満足したポイント、改善すべき項目要素等、調査旅程中の外国人観光客の反応抽出、気づきを集約する。

- ・なお、前述のデプス調査の実施に際しては、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受け入れ体制の拡充を目途に、同行するガイドは可能な限り山陰地域の市民ガイド、通訳案内士等を活用して実施すること。

### (3) 「チャットボット」を活用した定量・定性調査

グローバル Web サイトへ新たに「チャットボット」機能を構築し、サイトへ訪問したユーザーに対して、山陰エリアへ誘客をするための要素を明確化する

- ・グローバル Web サイトへ訪問をしたユーザーの訪日旅行での関心事、収集している情報、山陰エリアで興味がある観光コンテンツ、山陰へ訪問をする場合の障害など想定される会話形式のコミュニケーションのシナリオを構築すること。
- ・「チャットボット」を利用するユーザーのニーズが、グローバル Web サイト上で展開をする「ショーケース」や当機構が運用する「ツーリストパス」に関することに紐づく場合は、グローバル Web サイト上の当該情報ページへの確に誘導をするシナリオも付与すること。
- ・本機能の構築に際しては、当機構と連携を行っている観光案内所において、外国人旅行者を接客する場面で山陰地域への訪問提案をサポートできるような情報提供の機能も付与すること。

## 5. 目標と成果指標

### (1) デジタルマーケティング事業

アウトプット : 再生 (広告表示) 回数 1,000,000 回

アウトカム : グローバル web サイト UU 数 100,000 回、PV 数 150,000 回

### (2) ガイドリサーチによるデプス調査

アウトプット : 調査件数 40 件以上

アウトカム : 観光事業者が活用できる気付きの獲得件数 800 個以上

### (3) 「チャットボット」を活用した定量・定性調査

アウトプット : 調査件数 40 件以上

アウトカム : 観光事業者が活用できる気付きの獲得件数 800 個以上

## 6. 成果物の提出等

### (1) 成果物

- ・事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）及び電子データ（ppt）
- ・本事業で得た調査 raw データ一式

### (2) 提出先

一般社団法人 山陰インバウンド機構

### (3) 提出期限

令和3年3月10日（火） 17:00（必着）

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること
- ② 事業実施状況等をわかりやすく編集すること
- ③ 事業実施による効果を調査し、とりまとめること

## 6. その他

(1) 一般社団法人 山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。

(2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」、「Discover Another Japan SAN'IN」、「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構が進める訪日外国人拡大事業趣旨に沿って行うよう配慮すること。

以 上